

政治資金規正法の一部を改正する法律案要綱

第一 総則に関する事項

一 目的の改正

目的に、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が「主として個人により拠出される政治資金によつて行われるようにするため」を追加するものとする。

(第一条関係)

二 寄附の定義に関する事項

政治資金パーティーの対価の支払は、政治活動に関する寄附とみなすものとする。

(第五条第三項関係)

第二 政治活動に関する寄附の公開に関する事項

同一の者からの寄附の公開基準は、一律に年間一万円超（現行は、政党及び政治資金団体以外の政治団体については、百万円超）とするものとする。

(第十二条第一項第一号関係)

第三 指定政治団体に関する事項

- 一 公職の候補者は、専らその者を推薦し又は支持することを本来の目的とする政治団体のうちから、一の政治団体を、その者のために政治資金の拠出を受け、その拠出を受けた政治資金につきその者のための政治活動に支出をすべき政治団体として指定することができるものとする。
- 二 公職の候補者は、一の指定をしたときは、その指定の日から七日以内に、文書で、その旨、その者に係る公職の種類並びにその指定をした政治団体（以下「指定政治団体」という。）の名称、主たる事務所所在地及び代表者の氏名を、届け出なければならないものとする。

（第十九条、第十九条の二関係）

- 三 指定政治団体の届出をした公職の候補者は、当該指定政治団体及びその会計責任者が政治資金規正法の規定に違反することのないように、当該指定政治団体及び当該会計責任者を監督しなければならないものとする。

（第十九条の三関係）

第四 法人その他の団体の政治活動に関する寄附等の禁止

- 一 法人その他の団体（政治団体を除く。）は、政治活動に関する寄附及び寄附のあっせんをしてはならないものとする。
- 二 何人も、法人その他の団体（政治団体を除く。）に対して、政治活動に関する寄附をすること又は寄附のあっせんをすることを勧誘し、又は要求してはならないものとする。
- 三 何人も、一に違反してされる寄附又は一に違反してされる寄附のあっせんに係る寄附を受けてはならないものとする。

（第二十一条関係）

第五 政治団体間の寄附等の制限

- 一 政治団体は、政治団体に対しては、政治活動に関する寄附及び寄附のあっせんをしてはならないものとする。
- 二 一の制限は、政党がする寄附及び寄附のあっせん並びに政治資金団体及び第三の二による届出がされている指定政治団体が政党に対してする寄附及び寄附のあっせんについては、適用しないものとする。

三 何人も、政治団体に対して、一に違反する寄附をすること又は寄附のあっせんをすることを勧誘し、又は要求してはならないものとする。

四 何人も、一に違反してされる寄附又は一に違反してされる寄附のあっせんに係る寄附を受けてはならないものとする。

(第二十一条の二関係)

第六 公職の候補者に対する政治活動に関する寄附の禁止

一 何人も、公職の候補者に対しては、政治活動に関する寄附(金銭等による政治活動に関する寄附に限るものとし、選挙運動に関するものを除く。第八の二において同じ。)をしてはならないものとする。

二 何人も、一に違反する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならないものとする。

三 何人も、一に違反してされる寄附を受けてはならないものとする。

(第二十一条の三関係)

四 一から三までに伴い、現行の特定公職の候補者に係る指定団体制度及び保有金制度は、廃止するもの

とすること。

第七 政治活動に関する寄附の量的制限の強化

- 一 個人がする政党及び政治資金団体に対する政治活動に関する寄附は、各年中において、千万円（現行は、公職の候補者に対するものと併せて二千万円）を超えることができないものとする。
- 二 個人がする政党及び政治資金団体以外の者に対してする政治活動に関する寄附は、各年中において、五百万円（現行は、千万円）を超えることができないものとする。

（第二十二条第一項関係）

第八 罰則の強化

- 一 第四の一から三〔法人その他の団体の政治活動に関する寄附等の禁止〕、第五の一、三若しくは四〔政治団体間の寄附等の制限〕又は第六〔公職の候補者に対する政治活動に関する寄附の禁止〕に違反した者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）は、五年以下の禁錮又は百万円以下の罰金に処するものとする。

（第二十五条の二第一項関係）

二 公職の候補者が、その者の受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部を、政治活動以外の用に費消し、又は運用したときは、十年以下の懲役に処するものとする。

(第二十五条の二第二項関係)

三 寄附の量的制限違反に係る罰則の法定刑を三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金(現行は、一年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金)に引き上げるものとする。

(第二十六条関係)

四 指定政治団体がこの法律に違反してその役職員若しくは構成員が刑に処せられた場合又は指定政治団体の会計責任者が政治資金規正法に違反して刑に処せられた場合において、当該指定政治団体の届出をした公職の候補者が第三の三に規定する監督について相当の注意を怠ったときは、当該違反行為に係る当該各条の刑に処するものとする。

(第二十六条の五関係)

五 三のほか、政治資金規正法に定める罪の法定刑を引き上げ、禁錮刑については、「六月以下」とあるのは「一年以下」と、「一年以下」とあるのは「三年以下」と、「三年以下」とあるのは「五年以下」と

と、「五年以下」とあるのは「七年以下」とし、罰金刑については、「五万円以下」とあるのは「二十万円以下」と、「十万円以下」とあるのは「三十万円以下」と、「二十万円以下」とあるのは「五十万円以下」と、「三十万円以下」とあるのは「百万円以下」とするものとする。

(第二十三条から第二十五条、第二十六条の二から第二十六条の四関係)

六 法人その他の団体の役員又は構成員が、政治資金規正法の違反行為をしたとき(現行は、同法に違反して寄附を受けたときに限る。)は、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該違反行為に係る当該各条の罰金刑を科するものとする。

(第二十八条の三関係)

第九 政治資金規正法違反による公民権の停止

一 政治団体の報告書の提出に係る罪(第二十五条)、法人その他の団体の政治活動に関する寄附等の禁止に係る罪、政治団体間の寄附等の制限に係る罪、公職の候補者に対する政治活動に関する寄附の禁止に係る罪(第二十五条の二第一項)、寄附の量的制限違反に係る罪(第二十六条)又は公職の候補者の指定政治団体及びその会計責任者に対する監督に係る罪(第二十六条の五)を犯し刑に処せられた者(執

行猶予の言渡しを受けた者を含む。)は、罰金の刑にあってはその裁判が確定した日から五年間、禁錮の刑にあってはその裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間又はその裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間(執行猶予の言渡しを受けた者についてはその裁判が確定した日から五年間)、選挙権及び被選挙権を有しないものとする事。

二 第八の二の罪を犯し懲役の刑に処せられた公職の候補者(執行猶予の言渡しを受けた公職の候補者を含む。)は、その裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間若しくは刑の時効による場合を除くほか刑の執行の免除を受けることがなくなるまでの間及びその後十年間又は刑の執行を受けることがなくなるまでの間(執行猶予の言渡しを受けた公職の候補者についてはその裁判が確定した日から十年間)、選挙権及び被選挙権を有しないものとする事。

三 一及び二の場合において、裁判所は、情状により、選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間を短縮する旨の宣言をすることができるものとする事。

(第二十八条関係)

第十 その他

一 施行期日

この法律は、平成六年一月一日から施行するものとする。ただし、指定政治団体の届出等に関する経過措置（附則第四条）は、公布の日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 経過措置

報告書の提出、指定政治団体の届出、罰則等に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

（附則第二条から第七条まで関係）

三 規定の整備

その他所要の規定の整備を行うものとする。

（附則第八条から第十二条まで関係）